



鹿児島県内宿泊事業者等の皆様



令和8年度 宿泊業における

人材確保育成支援事業費補助金のご案内

鹿児島県では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰や人手不足等の厳しい経営環境にある県内宿泊事業者等を対象に、宿泊業における労働力不足を補い、サービス水準の向上を図るため、省力化・DXの取組や、質の高いサービスの提供に向けた人材の確保・育成の取組に要する経費を支援します。

募集
期間

1次募集 令和8年5月18日(月)～令和8年6月19日(金)

2次募集 令和8年7月6日(月)～令和8年8月7日(金)

※各支援内容ごとに予算の上限に達した場合は、当該支援内容の2次募集は行いません。

省力化・DXに関する支援

補助率：2/3以内

補助上限額：500万円(1申請あたり)

補助対象者※：⑦

補助対象経費：機械装置等購入費(例：自動チェックイン機、PMS(ホテル管理システム)、レベニューマネジメント)、クラウドサービス利用料、専門家の招へい経費、研修費、運搬費 等

人材育成に関する支援

補助率：2/3以内

補助上限額：50万円(1申請あたり)

補助対象者※：⑦

補助対象経費：専門家の招へい経費、研修費、運搬費 等

人材確保に関する支援

補助率：2/3以内

補助上限額：50万円(1申請あたり)

補助対象者※：⑦、①、②

補助対象経費：広告宣伝費、専門家の招へい経費、研修費、人材紹介手数料、運搬費 等

※補助対象者について

- ⑦ 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する事業者で、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく営業許可を受け、県内において宿泊事業を営む者
(注)住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項に規定する住宅宿泊事業を営む者は対象とならない。
- ① 旅館業法に基づく営業許可を受けた宿泊事業者を主たる構成員とする団体であって、県内に事務所を有し、当該事業の目的に沿った取組を実施するもの(団体としての規約を有し、代表者及び会計責任者を定めているものに限る。)
- ② 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7に規定する職業能力開発短期
大学校のうち県内に所在するもの

申請方法など
詳細はこちら

事業の
問い合わせ先

令和8年度 宿泊業における人材確保育成支援事業事務局

TEL 099-201-4811 平日9:00～17:00(12:00～13:00を除く)

専用サイト <https://shukuhakugyou-jinzai.pref.kagoshima.jp>

